

地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園  
短期入所生活介護  
重要事項説明書



社会福祉法人  
須坂市社会福祉協議会



【令和7年1月1日更新】

## 法人の概要

- (1) 名称 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 須坂市大字須坂476-1
- (3) 代表者 会長 豊田 清寧
- (4) 設立年月 昭和26年6月
- (5) 連絡先 026-245-1619 (代表)  
www.suzaka-shakyo.jp (ホームページアドレス)  
cocoro@suzaka-shakyo.jp (Eメールアドレス)

## 提供するサービスの概要

### 1. 施設の種類

指定介護予防短期入所生活介護事業所 (ユニット型)

指定短期入所生活介護事業所

平成26年5月1日 指定 長野県 2070700584号

指定有効期限 令和8年4月30日

### 2. 事業の目的

指定介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護は、利用者が短期入所生活介護事業所及び地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園の空き床を活用し、入浴食事の提供、機能訓練等のサービスの提供を受けることにより、利用者の身体機能の維持を図ると共に介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とします。

### 3. サービス内容

#### 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

①施設サービス計画の決定・変更・実施

②居室の提供

③食事の管理

・管理栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。

朝食7:30～9:30

昼食12:00～13:30

夕食17:30～19:00

④入浴

・入浴又は清拭を週2回以上行います。

・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

#### ⑥個別機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員より、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑦送迎

- ・リフト車などを用い、車椅子の方でも寝たきりの方でも安全にご自宅と施設間を送迎いたします。片道のみでのご利用も可能です。

※家族送迎が可能な方は、自家送迎をお願いいたします。

#### ⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### 4. 事業所の名称及び所在地・管理者・連絡先・実地地域

事業所の名称	所在地	管理者	電話番号	F A X
地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園	須坂市大字野辺1335-1	小松 正典	242-5323	248-8776

実施地域 須坂市、小布施町及び高山村

### 5. 営業時間

#### (1) サービスの提供時間

年中無休

#### (2) 受付その他の管理業務時間

月曜日から日曜日、午前8時30分から午後5時15分。

\*12月29日から1月3日までを除く。

### 6. サービス提供方針

- ◆ 利用者の心身の状況を的確に把握し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消並びに心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう必要な援助を行うものとします。
- ◆ サービスの提供にあたっては、須坂市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び関係者と密接な連携を図り、利用者の日常生活の継続並びに介護者の負担軽減に配慮するものとします。

### 7. 設備等の概要

入居定員9名

開設年月日

平成26年5月1日

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9室	1室 13.01㎡ エアコン、洋式トイレ、洗面台、 低床3モーターベッド、

共同生活室(リビング)	1室	各ユニット118.04㎡
共同トイレ	1室	各ユニット計3箇所
浴室	2室	個人浴槽(各ユニット)、特殊浴槽(併設特養と兼用)
医務室 調理室	各1室	併設特養と兼用

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○ご契約者及びご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

## 8. 職員の体制

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	区 分				備 考
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1	1				本施設と兼務
医 師	1			1		非常勤
介護職員	34	17	2	15		3人以上
生活相談員	2	2				本施設と兼務
看護職員	4	2			2	本施設と兼務
機能訓練指導員	2				2	本施設と兼務
介護支援専門員	2		2			本施設と兼務
管理栄養士	1	1				本施設と兼務
調 理 員	7			7		
宿直員	3			3		

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者(施設長) 生活相談員 介護支援専門員 栄養管理職員	8:30 ~ 17:15
2. 医師(内科) (歯科)	毎週火曜日 不定期 13:00 ~ 14:00

3. 介護職員	早番勤務	7:00 ~ 15:45
	遅番勤務	13:15 ~ 22:00
	夜勤	21:55 ~ 翌7:10
4. 看護職員 機能訓練指導員	早番勤務	7:30 ~ 16:15
	遅出勤務	9:00 ~ 17:45

☆利用者のニーズに応じて変更があります。

○ 主な職種の勤務内容

ア 生活相談員

利用申込の受付及び調整、サービス計画の作成並びに介護職員の指導等を担当します。

イ 看護職員

利用者の健康チェック、健康に関する相談及び助言を行います。

ウ 介護職員

介護サービスを提供いたします。

エ 機能訓練指導員

看護職員が兼務し、機能訓練等を指導します。

オ 栄養士

利用者の栄養マネジメント・食事メニューの作成を行います。

9. サービスの料金

(1) 介護予防短期入所生活介護サービス費（要支援1・要支援2の方が対象。）（単位：円）

サービス	区分	サービス料金	利用料(1割負担) 2割・3割の方は この2倍・3倍と する
基本サービス	要支援1	5,290	529
	要支援2	6,560	656
送迎加算	片道	1,840	184
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60	6
介護職員処遇改善加算Ⅱ	(基本サービス+加算) × 13.6%		

(2) 短期入所生活介護サービス費 (要介護1から要介護5の方が対象。) (単位:円)

サービス	区分	サービス料金	利用料(1割負担)
基本サービス	要介護1	7,040	704
	要介護2	7,720	772
	要介護3	8,470	847
	要介護4	9,180	918
	要介護5	9,870	987
送迎加算	片道	1,840	184
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60	6
看護体制加算Ⅰ		40	4
介護職員処遇改善加算Ⅱ	(基本サービス+加算) × 13.6%		

(3) 食費・居住費の費用 (1日当たり)

①介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	食費	居住費ユニット型個室
金額	1,485円 (朝食270円昼食655円夕食560円)	2,066円

②介護保険負担限度額認定者

利用者負担段階	対象者	食費	居住費
第1段階認定者	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者生活保護の受給者	300円	880円
第2段階認定者	世帯全員が住民税非課税で合計所得+課税年金収入+非課税年金収入額が80万以下の方	600円	880円
第3段階認定者	①世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税収入額が80万超120万以下の方	1,000円	1,370円
	②世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税収入額が120万超の方	1,300円	1,370円

③その他の費用

料金の種類	備考	金額
理美容代	理容師の出張によります	2,500円
特別な食費	利用者の希望によります	実費
日常生活上必要となる諸費用実費		

- 注) 1. 本会による利用料減免措置の対象者(対象者の指定は市町村が行います)の利用料は、利用者の負担する利用料が3/4となります。
- 注) 2. 介護保険の利用が償還払いの扱いとなっている方は、サービス料をご負担いただきます。この場合、サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の介護保険窓口で償還払いの請求をご提出ください。
- 注) 3. 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬の告示上の額)によるものとし、利用者の「介護保険負担割合証」記載の負担割合に応じた額となります。
- 注) 4. 制度の改正等により、サービス料や利用料の変更等があった場合は、直ちに変更された金額に改めると共に利用者にお知らせいたします。
- 注) 5. 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本サービス料金に0.1%上乗せの料金をご負担いただきます。(令和3年9月末日まで)

## 10. 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算してご請求致します。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

## 11. サービスの提供方法

- (1) 本会では、利用者ごとに担当する短期入所生活介護サービス計画を作成してお知らせします。
- (2) サービスのご利用は、サービス提供日の前日午後5時までにご連絡いただければいつでも中止することができます。
- \*ただし、サービス提供日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合は、当該基本料金の10%のキャンセル料を請求させていただきます。
- (3) ご利用中に、状態の変化等があった場合は、家族及び主治医等と速やかに連絡を取り、身体状況によっては、救急車の手配や医療機関の受診等を行う場合があります。
- (4) 本会では、随時施設の見学や体験利用(食費等実費負担)、介護相談等を受け付けておりますので、各事業所へお気軽にご相談ください。

## 12. 協力医療機関

### ①嘱託医(主治医)

医療機関の名称	旭町医院
医師氏名	小林 啓之
所在地	須坂市大字須坂183

### ②協力医療機関

医療機関の名称	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立信州医療センター
所在地	須坂市大字須坂1332
診療科	内科・外科・皮膚科・循環器科・泌尿器科 他

### ③協力歯科医療機関

医療機関の名称	あらい歯科クリニック
所在地	須坂市臥竜4丁目7-2

#### 1.3. 施設利用の留意事項

##### (1) 所持品の持ち込み

全部に油性マジックで名前を記入してください。

##### (2) 来訪（面会）

来訪は原則自由です。ただし、感染症予防のため、流行時には、正面玄関にて手洗いの励行やマスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります来訪（面会）届に、必ず記入してください。

##### (3) 外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。できるだけご協力下さい。

尚、外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」によりお申し出下さい。ご家族がご利用者と共に居室に泊まることも可能です。

##### (4) 喫煙・飲酒

施設内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。ただし、タバコとライターは防火管理上、施設でお預かりさせていただく場合がございます。

##### (5) 施設・設備の使用上の注意

故意に、施設、設備を壊した場合には、ご契約者に弁償していただきます。

##### (6) 宗教活動、政治活動

活動は自由ですが、他の入居者に迷惑にならないようお願いいたします。

##### (7) ペット

動物の嫌いな利用者もおられますので、施設内への同伴はご遠慮ください。

##### (8) 実習生の受け入れ

本会では、地域福祉の向上並びに福祉人材の育成を図るため、学校や養成機関からの実習生の受け入れの協力を行っています。つきましては、予めご了承をお願いいたします。

### 緊急時及び事故発生時の対応等

#### 1. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、必要な措置を講じるとともに事前の打ち合わせにより主治医、協力病院、救急隊、親族、須坂市地域包括支援センター等に連絡いたします。

#### 2. 事故発生時の対応及び再発防止

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族、関係機関に連絡いたします。尚、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合は、速や

かに損害を賠償します。ただし、利用者あるいは家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。また、発生要因を十分検討し、原因究明を行い、再発防止に努めます。

### 3. 損害賠償保険への加入

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	介護保険事業者総合保険
保障の概要	損害等賠償責任補償・傷害保障

### 個人情報の使用等及び秘密の保持

1. 事業者はサービスの提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
2. 利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いません。
3. 事業者は、個人情報保護法に基づき、個人情報の取り扱いには守秘義務遵守のもと、細心の注意を払うことをお約束します。

### 虐待の防止について

本会は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小松正典
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### サービスに関する苦情等

作成された居宅サービス計画に基づいて提供されている各種サービスに関するご相談・苦情を承ります。

指定事業所名	管理者	電話番号
地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園	小松正典	242-5323

\*下記の窓口でも承ります。

事務局      Tel 026-245-1619      Fax 026-246-0054

E-mail :cocoro@suzaka-shakyo.jp

事務局長    青木 一浩

第三者委員 高津 龍一      Tel 026-245-2907

竹前みち子      Tel 026-246-4330

\*本事業所以外に、直接苦情を伝えることができます。

須坂市健康福祉部高齢者福祉課介護保険係

Tel 026-245-1400 (須坂市役所代表)

Tel 026-248-9020 (高齢者福祉課直通)

小布施町健康福祉課高齢者福祉係

Tel 026-214-9108

高山村役場健康福祉課福祉係

Tel 026-242-1201

長野県福祉サービス運営適正化委員会 事務局

Tel 026-226-2210

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

Tel 026-238-1580

## 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 須坂市社会福祉協議会の居宅サービスの概要

### 1. 指定を受けている事業所及び管理者

事業所の名称	指定番号	所在地	管理者	電話番号
訪問介護事業部	2070700030	須坂市大字須坂 476-1	松山淳子	245-1640
訪問入浴介護事業部	2070700048			214-4161
デイサービスセンターぬくもり園	2070700154	須坂市大字野辺 1341-2	荒井敏彦	246-8462
デイサービスセンターことぶき	2070700147	須坂市大字野辺 1335-7	青木智恵子	246-9822
デイサービスセンターすえひろ	2070700139	須坂市大字須坂 1243-1	牧久美子	246-6191
居宅介護支援事業部	2070700436	須坂市大字須坂 476-1	横山道郎	246-1640 214-4131
短期所生活介護ぬくもり園	2070700584	須坂市大字野辺 1335-1	小松正典	242-5323

## 2. 運営方針

本会は、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域の介護サービスの基盤の整備に寄与することにより、地域福祉の推進を図ることをも目的として在宅福祉サービスを実施します。

在宅福祉サービスの実施に当たっては、社会福祉法及び介護保険法等の社会福祉関係法令の趣旨を尊重し、利用者の居宅での日常生活を継続できるよう必要な支援を総合的に提供するものとします。

これらの方針を実現するため、次のサービス目標を掲げてサービスの提供を行います。

- ◆ 本会は、利用者の在宅生活の継続を最優先します。
- ◆ 本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆ 本会は、介護者の負担の軽減をめざします。

サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

令和      年      月      日

地域密着型介護老人福祉施設短期入所生活介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者      社会福祉法人須坂市社会福祉協議会  
                 地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園

所在地      須坂市大字野辺1 3 3 5 番地1

説明者      職名      生活相談員

氏名      \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

利用者      住所      \_\_\_\_\_

氏名      \_\_\_\_\_

代理人      住所      \_\_\_\_\_

氏名      \_\_\_\_\_